

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合法
根拠条項	第61条第2項
許認可等の種類	組合の設立の認可に関する証明の請求
法令の定め	農業協同組合法(昭和22年11月19日法律第132号) 第61条 第59条第1項の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から2月以内に発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。 2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第59条第1項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。
審査基準	法令の定めに尽くされているため設定しない。
標準処理期間	総期間 20 日・ 日 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 20 日・ 日 (総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujiourei.html)